

消 防 予 第 9 7 号
平成19年3月26日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」、「中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」及び「受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」の公布について(通知)

「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成19年総務省令第30号）」、「中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」（平成19年総務省令第31号）」及び「受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」（平成19年総務省令第32号）」（以下「感知器等改正省令」という。）が、平成19年3月26日に公布されました。

今回の改正は、平成17年度に消防庁に設置した「ユビキタス機能を応用した高機能自動火災報知設備の開発に関する検討会」において、一般の防火対象物と比較して住宅は小規模であり、無線による火災信号の通信が容易に行えることが実験により確認されたことを踏まえて行うものです。

具体的には、住宅用防災報知設備（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令第2条第2号に規定するものをいう。）に用いる感知器、中継器及び受信機（以下「感知器等」という。）について、無線によって火災信号を発信又は受信する機能を有するものを利用できることとするため、必要な試験方法等について定めるほか、必要な用語の意義を定めるとともに、JIS規格の廃止等に伴い、規定を整備するものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮される

とともに、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

記

第1 改正内容

1 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令について

(1) 定義について（第2条関係）

無線式感知器の定義を定めたこと。

(2) 無線式感知器等に関する以下の試験方法について

一 無線式感知器の構造及び機能（第8条関係）

ア 無線式感知器は、電波法等の基準に適合するものであること。

イ 発信する信号の電界強度は一定以上であること。

ウ 火災の発生を感知してから一定時間以内に火災信号を発信するとともに、無線式感知器が感知を継続している間、断続的に火災信号を発信するものであること。

エ 火災信号の発信を容易に確認できるものであること。

オ 電波の発信状態を定期的に確認できるものであること。

カ 他の機器と混信しない信号を発信すること。

キ 電波を受信する機能を有するものにあつては、受信感度は一定以下であること。

ク 電源に電池を用いるものにあつては、電池の交換が容易にできること及び有効に作動できる電圧の下限値となった場合、その旨を自動的に発信するものであること。

二 外光試験等（第10条関係）

一定の電磁波を照射したとき、火災信号等を発信せず、かつ、機能に異常を生じないものであること。

(3) その他規定の整備について

JIS規格の廃止等に伴い、規定の整備を行ったこと。

2 中継器に係る技術上の規格を定める省令について

(1) 定義について（第2条関係）

無線式中継器の定義を定めたこと。

- (2) 無線式中継器に関する以下の試験方法等について
 - 一 無線式中継器の構造及び機能（第3条関係）
 - ア 無線式中継器は、電波法等の基準に適合するものであること。
 - イ 電波を発信する機能を有するものについて
 - (ア) 発信する信号の電界強度は一定以上であること。
 - (イ) 火災信号の受信を継続している間、断続的に火災信号を発信するものであること。
 - (ウ) 火災信号の発信を容易に確認できるものであること。
 - (エ) 電波の発信状態等を定期的に確認できるものであること。
 - (オ) 他の機器と混信しない信号を発信すること。
 - ウ 電波を受信する機能を有するものについて
 - (ア) 受信感度は一定以下であること。
 - (イ) 受信する信号が受信感度以下となった場合に、その旨を自動的に受信機に発信すること。
 - エ 電源に電池を用いるものにあつては、電池の交換が容易にできること及び有効に作動できる電圧の下限值となった場合、その旨を自動的に発信すること。
 - 二 電磁波試験（第12条の2）

一定の電磁波を照射したとき、火災信号を発信せず、かつ、機能に異常を生じないものであること。
 - 三 振動衝撃試験（第12条の3）

感知器の本体に組み込まれるものにあつては、一定の振動等を加えた場合、機能に異常を生じないもの等であること。
 - (3) その他規定の整備について

JIS 規格の廃止等に伴い、規定の整備を行ったこと。
- 3 受信機に係る技術上の規格を定める省令について
- (1) 定義について（第2条関係）

無線式受信機の定義を定めたこと。
 - (2) 無線式受信機に関する以下の試験方法について
 - 一 無線式受信機の構造及び機能（第13条の2関係）
 - ア 無線式受信機は電波法等の基準に適合するものであること。
 - イ 電波を発信する機能を有するものについて
 - (ア) 発信する信号の電界強度は一定以上であること。

(イ) 他の機器と混信しない信号を発信すること。

ウ 受信感度は一定以下であること。

エ 無線式感知器等が発信する異常を受信した場合又は信号が受信感度以下になった場合は、音響装置及び表示灯が自動的に作動すること。

オ 電池を用いる無線式感知器等から電圧が一定以下となった旨の信号を受信した場合は、音響装置及び表示灯が自動的に作動すること。

二 電磁波試験（第19条の2）

一定の電磁波を照射したとき、火災表示をせず、かつ、機能に異常を生じないものであること。

(3) その他規定の整備について

JIS 規格の廃止等に伴い、規定の整備を行ったこと。

第2 施行期日等

1 感知器等改正省令は、公布の日（平成19年3月26日）から施行することとされたこと。

2 感知器等改正省令の施行の際現に日本消防検定協会の行う検定対象機械器具等についての試験を申請している感知器等に係る試験については、なお従前の例によることとされたこと。

3 感知器等改正省令の施行の際現に型式承認を受けている感知器等及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた感知器等に係る型式承認は、改正後の感知器等の技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなすこととされたこと。

消防庁予防課

担当 : 規格係 井上

TEL : 03-5253-7523

FAX : 03-5253-7533

E-mail : m.inoue@soumu.go.jp